

福岡県高等学校体育連盟 弔慰見舞金規程

本連盟では、弔慰見舞に関する規程を下記のとおり設け、次の各条によりその該当者に対し、弔慰見舞の意を表す。

第1条 本連盟主催の県大会、強化事業、ブロック大会開催時における選手の死亡については、県本部から20万円の弔慰金を贈る。

第2条 本連盟主催のブロック大会・県大会開催時における選手の傷害、災害等により、10日以上の上の入院者については、県本部より2万円の弔慰金を贈る。
1ヶ月以上の場合は別途考慮する。

第3条 専門委員長及び関係者は、前項の事態発生の際は速やかに県高体連事務局及び当該ブロック副理事長に報告する。

第4条 この規程に定める以外で、会長が必要と認めた場合は、弔慰見舞の意を表すことができる。この場合、事後理事会に報告する。

附 則

この弔慰見舞金規程は、昭和52年2月16日から施行する。

昭和56年11月19日改正

平成4年5月8日改正

平成17年12月8日改正